に感銘しました。

岡村論文に対する垣見証人と被告国側の見解を、次回公判でぜひ聞きたいと思っています。

### 伊方３号炉異議申立て

## 何と11年目に 通産省が陳述開催を通知！

今から１１年前の１９８６年７月に、３号炉増設を許可した通産大臣あてに、愛媛県下はじめ各地の市民約１３００名が異議申立てを行った。しかし、その後通産省から何の音沙汰もないままに、すでに３号炉は営業運転に入ったばかりではなく、周辺住民を恐怖に陥れた「蒸気噴出事故」まで起こしている。

ところが、さる３月１０日付け通産大臣名で、異議申立人あてに、異議申立てについての口頭意見陳述を聞く会を開くから出席するように、との下記の通知が送られてきた。

（各異議申立人）　殿

通商産業大臣

四国電力株式会社伊方発電所の原子炉設置変更許可処分（３号炉増設）に対する異議申立てに係る口頭意見陳述の開催について　昭和６１年７月２５日付け62資庁第10620号をもってなされた上記の件について、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第48条において準用する同法第25条1項ただし書の規定に基づき、下記のとおり開催いたしますので通知いたします。

記

日時：平成９年５月１４日（水）
　　１０：００～１２：００
　　１３：００～１７：００
場所：マリンパレスさぬき
　　高松市福岡町
聴取者の職及び氏名：
資源エネルギー庁公益事業部
　原子力発電安全企画審査課長　吉田高明
　統括安全審査官　野口哲男
四国通産局公益事業部長　山崎　毅

異議申立てした人たちは、突然の通知に驚きながらも、「今ごろになって陳述を聞くというのは、情報公開の気運の高まりの中で、通産省の責任逃れのポーズではないか」との不信と怒りを表明し、とりあえず次の２点について、通産省あてに問い合わせと要求を送ることにして連絡を取り合っている。

①通知が送られてこなかった人たちもいるが、その理由は？

②開催地を高松でなく松山に変更せよ。

## 会計報告（'97.3/1～3/31）

| | |
|---|---|
| 収入 | |
| ニュース講読料 | ２５、７５０ |
| コピー代 | １１、７８０ |
| 計 | ３７、５３０ |
| 支出 | |
| ニュース印刷代 | １６、８００ |
| 郵送料 | １０、２４１ |
| 振替手数料 | １７０ |
| 事務用品費費 | ２２、６６０ |
| コピー料金 | ６、０２８ |
| ２号炉公判支援 | ３０、０００ |
| 同上参加補助 | １０、０００ |
| 証人準備支援 | １００、０００ |
| 弁護団交流会カンパ | ３０、０００ |
| 計 | ２２５、８９９ |
| 差引 | －１８８、３６９ |
| 積立金合計 | ２、０５０、７０１ |




# 伊方訴訟ニュース

第 284 号
1997年４月15日



**伊方原発訴訟を支援する会**　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 00930-0-48780


### ２号炉第60回公判

## 裁判所が被告国側の反対を退け 原告側証人として垣見氏の喚問を決定

３月７日、瀬戸内の松山は、もう春。２号炉訴訟の公判は、すでに６０回を数える。

定刻の１０時半に開廷。まず、被告の国側が当日付けで提出した準備書面を朗読なしに陳述。その内容の一つは、２号炉の安全審査で許可した耐震設計の概要、もう一つは、阪神大震災に関連して、その耐震設計を批判した原告住民側への反論である。

原告側は、内容の批判は後日に行なうとした上で、添付されている書証の地図が不鮮明で読み取れないことを指摘し、こんなものは証拠として受け取れないと抗議。訳の分からない言い訳をしていた国側も、次回までに鮮明なものを提出し直すことを約束。

ついで裁判長は、原告側が前回に提出していた３号機蒸気噴出事故についての準備書面の陳述を促したが、原告側は「本日は垣見証人の採用の可否が中心問題なので、それが終って時間があれば陳述する」と。

それでは、ということで、裁判長は原告席に向って「証人申請についての意見は？」と尋ね、以下のような弁論が展開された。

**原告**　原告側の見解は、すでに前回に十分に述べたが、次のとおりだ。平成５年５月７日の法廷で、国側の垣見証人は、「音波探査によって、伊方原発沖５ないし８キロぐらいのところに比較的新しい地層の洪積層に乱れが観測されているが、その上の沖積層にまで及んでいないので、１万８千年前以降に動いた形跡はなく、地震の心配もない」と明確に証言した。

しかし、その後に発生した阪神大震災によって、その原因となった活断層の危険についての見直しが、学者や国、地方自治体などでも真剣に行われるようになった。そして、その一つとして、高知大学岡村教授が、自ら音波探査を実施した結果、伊方原発沖の沖積層に、２千年周期で活動してきたＡ級の活断層が存在することを確認した。

だから私たちは、垣見さんを証人に呼んで以前の証言どおりでいいのか、ということを聞きたいので証人申請した。また、阪神大震災についての垣見さんの見解も尋ねたい。

**裁判長**　それでは被告の意見を。

**被告**　先に提出した意見書で述べたように垣見証人の再尋問は必要ないというのが被告の見解である。また原告は、岡村教授の報告について尋問したいようであるが、その報告

が学会論文にまだ出ていない段階では、誤導尋問のおそれがあり、また被告には、それをチェックできる手段もない。また、尋問や答弁も仮定的になる恐れが多いので、現時点での証人申請には反対である。

**裁判長**　原告は、阪神大震災の関係と、それに誘発されて出された岡村報告の２点だと言っているが。

**原告**　それに、垣見証人への反対尋問を打ち切る際に裁判長も言われた、積み残しがあれば主尋問でやる、という点も含まれている。

なお、被告が言ったことに関連して、前回に裁判長が「もし岡村論文が出ていない場合には、垣見証人申請を前向きに考える」といっておられたことを確認しておきたい。

**裁判長**　原告が聞きたいと言っている３点について、一つづつ意見を。

**被告**　まず積み残しについては、原告らの反対尋問は、主尋問の３倍時間をかけてやっているのだから、かりに再尋問するとしても、その内容や時間を余ほど十分に吟味する必要がある。

阪神大震災については必要性を認めるが、こんご岡村報告について行われる尋問と関連があるので、それと一緒にやるのが適当と考えている。

**裁判長**　それでは合議します。

（合議のために休廷後、再開）

**裁判長**　尋問事項は岡村報告と阪神大震災とに絞ってもらい、反対尋問の積み残しについては、詳しい尋問事項が出た段階で、それについて認めるかどうか、被告の意見も聞いて検討するということで、垣見証人を採用する。

**原告**　阪神大震災後に原発の耐震設計の見直しが行われてきているが、それも尋問対象になるのか。

**裁判長**　当然、含まれる。また、阪神大震災後に各地で活断層の危険について議論されてきていることも尋問対象となる。

**原告**　了解。

**被告**　原告からの申請では、尋問時間は３時間ということだったが、それでいいのか。

**裁判長**　その点は？

**原告**　それでいい。

**裁判長**　１０時から始めて２時半ごろまでに終るということ。

**原告**　証人が長引かさない限り。（笑い）私たちは、あまり時間が取れないということなので３時間程度にしたが、予知さえできない地震の問題は、いくら時間をかけても議論を尽くすことはできない。その点、裁判所も尋問や審理について十分配慮してほしい。

**裁判長**　被告は主尋問当日に“反対尋問”を行うか？

**被告**　その日もやるが、もう１回は必要。

**裁判長**　それでは当日は４時半まで取っておき、当日出た問題のために、もう１回延取ることにする。ただ、原告に払ってもらう旅費・日程は、１回分５～６万円の倍になる。

**原告**　差当りは１回分でいいか？（笑い）この証人は、おそらくいやいや出てくると思うので、道後でゆっくり、ということになったら、その費用まで負担するのか？（笑い）

**裁判長**　いや、裁判所できめた旅費と日当だけで、それを予納してもらってから、証人への呼び出し状を発送する。

続いて原告の近藤さんが立ち、伊方３号機での蒸気噴出事故について、国側が論争回避してきたことへの反論の準備書面を気迫を込めて陳述。「安全審査の対象は基本的設計」との主張のインチキさを暴くとともに、３号炉事故では原子炉出力が上昇し、まさに安全審査対象事故であったのに、原告へのまともな反論と資料要求に応じようとしない国の不当性を指摘した堂々たる内容の書面だった。

陳述終了後、**次回期日を、７月４日（金）１０時から１６時半までときめ、閉廷。**



**伊方原発裁判傍聴記**

## 国側の論争回避は意外

**松山市　中野正明**

平成９年３月７日に松山地裁民事部法廷で、伊方原発２号炉行政訴訟の第６０回公判（口頭弁論）を傍聴しました。

「原発さよならえひめネットワーク」から「伊方２号炉裁判のお誘い」の葉書をいただいたこと、「愛媛の活断層と防災を考える会」の市民講座に４回出席していたこと、そして私自身が法律に関心があって、現実の裁判を見聞したいとかねて思っていたことがその理由です。

傍聴はクジ引きになりましたが運良く席を確保、初めて法廷に入ることができました。

戦後、私が知った松山の裁判所はレンガ造りで、少年の目には重々しく立派な建物でした。機能上からは建て替えが必要だったのでしょうが、その後取り壊しが始まった時は大変惜しい思いがしました。

これまでの経過をあまりよく知らない私にとっては、この日の審理を進行に応じて逐一理解することはできなかったのですが、雰囲気としては、原告住民側に訴えを主張する熱意と気迫が感じられましたが、一方被告国側には論争するという姿勢が感じられませんでした。これは、裁判は原告と被告双方が、それぞれ真剣に論争するものだと“単純に”思っていた私には意外なことでした。

地質学の上で、四国の北部を縦断する中央構造線沿いには沢山の活断層があるということが、最近よく言われるようになりました。岡村　真　高知大学理学部教授の、伊方原発沖の伊予灘にあるという海底活断層についての研究発表によって、俄に伊方原発の危険性が現実感を伴って、今まで以上に市民に知られるようになったと私は思っています。

原告住民側が岡村教授の研究発表についての見解を強く求めたのに対して、被告国側は近く発表されると言われる岡村教授の論文を待ちたいと繰り返していました。

私は岡村教授の講演「海底活断層からわかる将来の地震」（１９９６年９月２２日　松山市民会館）を聞き、「えひめ雑誌」（１９９６年５月１０日号、愛媛新聞社）の記事「伊方原発沖　伊予灘にも活断層」も読みました。

この裁判の被告は四国電力だと思っていましたが、実際は国（通産省）だと言うことです。その気になれば被告にはお金も人材も、そして膨大な情報があるはずです。原告住民側と堂々と論争しない被告国側の態度を奇異に思いました。

次回公判は７月４日とし、原告住民側が証人申請した垣見俊弘　原子力発電機構特別顧問を採用することが決定しましたが、その証言範囲（これまでの垣見氏の証言内容を含めての）に関して、裁判長に対する原告住民側からの周到で念入りな確認の取り方、昨年１月１４日に伊方原発３号機で発生した蒸気噴出事故に関する準備書面朗読の堂々たる態度